平成27年5月19日教委規則第13号

改正

平成30年7月31日教委規則第8号 令和2年3月27日教委規則第6号

周南市青少年育成センターの設置に関する規則

(設置)

第1条 青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止するとともに青少年の健全な育成を図るため、周南市青少年育成センター(以下「育成センター」という。)を設置する。 (名称及び位置)

- 第2条 育成センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 周南市青少年育成センター
 - (2) 位置 周南市岐山通1丁目1番地

(業務)

- 第3条 育成センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 青少年の街頭補導に関すること。
 - (2) 青少年についての相談に関すること。
 - (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
 - (4) 青少年指導員連絡会等の会議に関すること。
 - (5) 青少年補導に関する広報活動及び資料の収集に関すること。
 - (6) その他必要な業務

(所長その他の職員)

- 第4条 育成センターに所長その他の職員を置く。
- 2 所長その他の職員は、上司の命を受けて少年の保護育成に関する事務に従事する。 (青少年指導員)
- 第5条 前条の職員のほか、育成センターに青少年指導員(以下「指導員」という。)を置く。
- 2 指導員は、少年の保護育成に関する直接的補導活動に従事する。
- 3 指導員は、関係機関の職員及び民間有識者のうちから教育委員会が委嘱する。ただし、指導員 たるにふさわしくない行為があった者は、直ちに解嘱することができる。
- 4 指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 指導員は、再任することができる。

(青少年指導員証)

第6条 指導員が育成センターの任務に就く場合、青少年指導員証を携帯し、身分確認の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報償費)

第7条 教育委員会は、指導員に報償費を支払うものとする。

(庶務)

第8条 育成センターの庶務は、青少年健全育成担当課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年7月31日教委規則第8号)

この規則は、平成30年8月6日から施行する。

附 則(令和2年3月27日教委規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。